

## つむぎレポート

税理士法人つむぎコンサルティング 株式会社つむぎコンサルティング つむぎコンサルティングLLP

〒100-6326 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ピルディング26階 Tel. 03-6212-5070(代) Fax. 03-6212-5073 URL http://www.tsumugitax.com

No. 015 平成 27 年 12 月 24 日発行

## 平成 28 年度税制改正大綱

平成 27 年 12 月 16 日に自由民主党から平成 28 年度税制改正の大綱が発表されました。 主な改正内容は以下の通りとなります。

税法	項目	改正案の内容			
	法人税率の引き下げ	現行 23.9%の法人税率を平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について 23.4%、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について 23.2%とする。			
	繰越欠損金	平成 27 年度税制改正において講じた繰越欠損金制度における控除限度額の段階的な引き下げ措置について、以下の表の通りとする。また、繰越期間を 10 年 (現行:9年) に延長する措置については、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用する。  平成 27 年度税制改正後  改 正 案			
		事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
法人税		平成 27 年 4 月~ 平成 29 年 3 月	65%	平成 27 年 4 月~ 平成 28 年 3 月	65%
				平成 28 年 4 月~ 平成 29 年 3 月	60%
		平成 29 年 4 月~	50%	平成 29 年 4 月~ 平成 30 年 3 月	55%
				平成 30 年 4 月~	50%
	減価償却 (定額法の拡充)	平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却の方法について、定率法を廃止し定額法とする。(所得税についても同様とする)			

所得税・住民税	空家に係る特別控除	相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び土地等を相続により取得した個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に、一定要件を満たす譲渡(相続の開始があった日以後3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの譲渡とし、対価の額が 1 億円を超えるものを除く)をした場合には、居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を適用することができることとする。		
	延長	<ul> <li>(1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。</li> <li>(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。</li> <li>(3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。</li> </ul>		
消費税	軽減税率	消費税の軽減税率制度を、平成29年4月1日から導入する。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度を平成33年4月1日から導入する。 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等は次のとおりとし、軽減税率は6.24%(地方消費税と合わせて8%)とする。 (1)飲食料品の譲渡(外食サービスを除く) (2)定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡		
今後の動向	検討事項 (非上場株式の評価)	取引相場のない株式の評価について、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。		
	検討事項 (中小法人課税)	資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせること等により、 法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。		

[担当:川口修司 樫木智幸]